

京都府国民健康保険団体連合会 理事会 議事録

I 開催日時 令和3年2月17日(水) 午後1時25分～午後2時38分

II 開催場所 京都府国保連合会 5階 第一会議室

III 出席者 理事 12名(委任状3名)
事務局 8名

IV 付議事項

【議決事項】

- 1 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画
- 2 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課について
- 3 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算
- 4 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算
- 5 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算
- 6 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出予算
- 7 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出予算
- 8 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- 9 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
- 10 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- 11 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算
- 12 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算
- 13 京都府国民健康保険団体連合会規約の一部改正について
- 14 京都府国民健康保険団体連合会理事及び監事の選任について
- 15 京都府国民健康保険団体連合会理事長表彰の選考決定について
- 16 京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催について

【報告事項】

- 1 専決処分に附した令和2年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算(第1号)の報告について

- 2 専決処分に附した令和 2 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）の報告について
- 3 専決処分に附した令和 2 年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）の報告について
- 4 専決処分に附した令和 2 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）の報告について
- 5 専決処分に附した令和 2 年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）の報告について
- 6 専決処分に附した令和 2 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）の報告について

【その他】

国保総合システムの次期（令和 6 年度）更改について

V 議事内容

（理事長挨拶）

本日の国保連合会理事会の開催をご案内申しあげましたところ、理事各位には、公務ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、京都府の安原課長には、何かとお忙しい中をご臨席いただき、厚くお礼を申しあげます。

さて、本日の理事会においては、議決事項として、令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画や一般会計歳入歳出予算など 16 件についてご審議いただくほか、報告事項として、令和 2 年度一般会計歳入歳出補正予算の専決処分など 6 件について聴取をお願いしております。

また、令和 3 年度の事業計画や予算の編成の基となる令和 3 年度事業計画における主な取組と財政上の課題及び手数料の改定などについては、昨年 12 月 7 日の総務委員会においてご審議をいただいております、審議状況について委員長報告を聴取することとしております。

議決及び報告事項が多数に上りますため、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申しあげます。

（議 長）

はじめに、本日の議事録署名人でございますが、恒例によりまして議長より指名してよろしいか。

（異議なしの声）

ご異議がないようですので、南丹市の西村市長さん、久御山町の信貴町長さんにお願

いたします。

令和 3 年度事業計画と予算の審議に入ります前に、これらの基となる令和 3 年度事業計画における主な取組と財政上の課題及び手数料の改定等について、総務委員会での審議状況を委員長からご報告いただきます。

委員長よろしく申し上げます。

(委員長代理：和束町)

和束町で税住民課長を務めております細井と申します。

総務委員会委員長の堀町長が公務により本日の理事会を欠席しておりますため、私が昨年 12 月 7 日に開催されました総務委員会の委員長報告を代読させていただきます。

総務委員会は、京都府国民健康保険団体連合会専門委員会規程に基づき、理事会の下に設置されている委員会で、事業計画及び予算に関する事項等を協議する役割を担っております。

昨年の委員会では、連合会における令和 3 年度の事業計画の策定及び予算の編成の作業が本格化するに当たり、事業計画における主な取組と財政上の課題及び手数料の改定等について協議致しました。あわせまして、職員の給与について、これまでの例に倣い、京都府職員の「職員の給与等に関する報告・勧告」に基づき改定を行うとの説明があり、いずれの案件につきましても、原案のとおり了承しておりますことをご報告申しあげます。

協議内容についてでございます。

まず、令和 3 年度事業計画につきましては、国保保険者の事務の共同処理などの通常業務に加えまして、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種費用の市町村の支払事務を国保連合会が代行するなどの新規事業についても、着実な推進を図ることや、オンライン資格確認の実施、訪問看護療養費の電子化などの主な事業の今後の取組内容等について説明がございました。

次に、財政上の課題及び手数料の改定についてでございます。まず、財政上の課題として、新型コロナウイルスの感染拡大により、医療機関等の受診控えが生じており、国保及び後期高齢者医療の診療報酬の審査支払業務や特定健康診査の費用等の支払業務の令和 2 年度の手数料収入額が、前年度に比べて大きく落ち込む見通しとなっているとの現状報告がございました。その上で、手数料の減収は、3 年度も続くと見込まざるを得ないことから、予算の編成に当たって、経費の節減に取り組んでいるものの、人件費やシステム保守管理費等の固定費が多く、節減にも限界があることから、財政調整基金積立金等を取り崩さなければ予算を編成できない状況にあること、また、今後も手数料収入が低位の水準で推移した場合、財源不足を補てんするための積立金にも限りがあり、診療報酬審査支払手数料等の見直しを検討せざるを得ない厳しい状況になるとの考えが示されました。

手数料の改定につきましては、健康診査・予防接種等審査支払手数料、広域予防接種手数料については、新規業務等に要する費用や働き方改革関連法の施行に伴う人件費の上昇等に伴う委託事業者への委託料支払額の増加により、また、国保情報集約システム運

用管理手数料については、3年ごとの手数料単価の見直しにより、改定を予定しているとの報告がございました。

なお、この手数料の改定につきましては、保険者等に情報提供し、これまでのところ、特に反対の声は頂戴していないとのごことでございます。

このような説明を受け、総務委員会と致しましては、令和3年度の事業計画の策定と予算の編成を十分に内容を精査して行うよう求めたところでございます。

以上をもちまして、総務委員会の報告と致します。

(議長)

ありがとうございました。ただ今の委員長報告について、ご質問・ご意見を願います。

(議長)

特にご質問等もないようですので、議決事項の審議に入ります。

議決事項の資料1「令和3年度国保連合会事業計画」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

資料1の3頁をお開きいただきまして、令和3年度の事業計画について、ご説明致します。

はじめに、「13年度事業運営に当たっての基本的考え方」についてでございます。

一つ目の○では、国は、新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランを策定し、全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みの拡大、電子処方箋の仕組みの構築やスマートフォン等で自身の保健医療情報を閲覧することなどができる仕組みの構築を3年度からの2箇年で集中的に進めるとしており、公益社団法人の国保中央会等が電子処方箋管理システムの運営主体となることなどが検討されていることを記載しております。

次に、二つ目の○では、規制改革実施計画において、社会保険診療報酬支払基金と国保連合会における審査基準の統一化などが求められており、審査支払機能の在り方に関する検討会の議論を踏まえ、改革に取り組むことが必要としております。

また、三つ目の○では、昨年度の新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金の支払業務等への対応に引き続き、3年度では、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種費用の支払いについて、市町村の支払事務を代行する新たな業務が加わることを記載しております。

このような状況を踏まえまして、最後の四つ目の○におきまして、国保診療報酬の審査支払いや保健事業関係業務などの保険者事務の共同処理、後期高齢者医療に関する費用や介護給付費、障害介護給付費等の審査支払いに関する事務等につきまして、個人情報の取り扱いに配慮しつつ引き続き効率的な実施に努めることに加えまして、国のデジタル改革や規制改革への対応、新型コロナウイルス感染症に関わる新たな業務への対応

につきましても、京都府や市町村、国保組合の皆様方のご支援の下で万全を期すと致しております。

4 頁をお開き願います。

引き続きまして、「2 3 年度事業計画における主な取組」について、6 つの項目を掲げておりますので、順次、概要をご説明致します。

まず、(1) オンライン資格確認の実施についてでございます。

3 年 3 月から、医療機関での受診に際しまして、マイナンバーカード等を活用したオンラインでの資格確認が始まることとなっております。

これによりまして、資格喪失後の受診に伴います保険者や医療機関等の皆様方における請求確認等の事務コストの軽減や、保険者が発行しておられる高額療養費の限度額認定証等のデータ化による業務の削減が見込まれております。

また、10 月からは、医療機関受診時の資格と審査支払時の資格が異なる場合は、審査支払機関相互でレセプトを振り替えたり、月の途中で資格が変更となった場合は、レセプトを分割したりする、レセプト振替分割機能が稼働する予定でございます。

これに伴いまして、レセプトの受付業務や保険者の皆様による過誤申出登録等につきまして、事務の変更点等の洗い出しを行っており、今後必要に応じて変更点等のご説明を行うなど、振替分割機能が円滑に稼働できるよう努めて参ります。

次に、(2) 訪問看護療養費の電子化でございます。

介護保険における訪問看護費は主に電子で請求されておりますが、医療保険における訪問看護療養費の請求は、いまだに紙で行われております。

このため、厚生労働省におきましては、費用請求と支払事務の効率化のため、また、電子請求により介護と合わせた訪問看護全体のデータ分析が可能となることは、地域医療や在宅医療の実態把握にとって重要であることから、4 年度内に、訪問看護療養費のレセプトの電子請求を行うこととしております。

国保連合会と致しましては、国保中央会が中心となりまして、オンライン請求システム等の開発を進めて参ります。

次の、(3) 診療報酬明細書の審査の判断基準の統一化につきましても、国の規制改革実施計画に基づく取組でございます。

5 頁をご覧くださいまして、審査支払機関である国保連合会と社会保険診療報酬支払基金において課題とされております診療報酬の審査基準の統一化につきましても、国保連合会におきましては、6 年度に予定しております国保総合システムの更改に向けまして、同一の審査の判断基準で審査を行えるよう、コンピュータチェックの項目を統一化する取組を進めております。

弊会と致しましても、全国の国保連から集約されました約 4 万 3 千項目に上るチェック項目につきましても、3 年度末に統一化すると全国の共通の目標に向けて取組を進めているところでございます。

次に、(4) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種費用支払業務についてでございます。

新型コロナウイルスワクチンにつきましても、国におきまして、早期供給を目指した

取組や、接種順位と接種時期の検討がなされておりますことは、新聞等でも報道されているとおりでございます。

併せまして、国がワクチンを購入し、市町村が住民の皆様へのクーポン券等の配布、接種費用の医療機関への支払いを行うなどの実施体制の構築が進められており、その中で、市町村の皆様のご事務負担軽減のため、接種費用の支払事務の一部を国保連合会が代行するとされております。

弊会と致しましては、京都府及び市町村の皆様方と緊密に連携させていただき、予算の措置も含め業務の実施に万全を期して参る所存でございます。

次の、(5) 保険者セキュリティシステムの更改につきましては、保険者端末に Windows 更新プログラム及びウイルス対策ソフトを配信しております保険者セキュリティシステムの機器を来年度中に更改させていただきますことと、機器更改に合わせまして、現在は弊会内に設置しておりますサーバーを、災害対策とセキュリティ対策の強化のため、データセンターへ移し替えさせていただくことを記載致しております。

最後に、(6) 各種研修事業の実施についてでございます。

3 年度に予定致しております研修会等につきましては、13 頁に記載の 3 年度研修会予定のおりでございます。詳細日程等が固まりましたら、その都度ご連絡をさせていただきます。

なお、弊会におきましては、Web 会議システムを導入し、新型コロナウイルス感染症が拡大する中にありましても、研修会等に参加していただきやすい環境づくりに努めて参ります。

6 頁をお開き願います。

「3 3 年度個別取組」でございます。

3 年度の個別取組につきましては、6 頁から 12 頁にかけまして、ただ今ご説明致しました主な取組を含め 125 項目に上る取組を掲げております。

時間の関係もあり、個々の取組についての説明は省略させていただきますが、いずれの取組につきましても、着実な進捗に努めて参ります。

令和 3 年度事業計画についてのご説明は、以上のおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、資料 1 については、原案のおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議 長)

ありがとうございました。原案のおりご承認いただきましたので、資料 1 については次の総会に付議いたします。

続きまして、資料 2「令和 3 年度国保連合会負担金の賦課について」から資料 12「令

和 3 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までを一括議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

資料 2 をご覧願います。

令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課について、別紙のとおり総会に提出しようとするものでございます。

1 枚おめくりいただき、3 年度の負担金は、保険者平等割負担金が 1 保険者につき 16 万円、被保険者割負担金が被保険者 1 人につき 60 円で、いずれも前年度と同額でございます。

引き続きまして、資料 4 の一般会計から資料 12 の第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計までの各会計の予算について、資料 13 の令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会予算の概要によりご説明します。

はじめに、「1 国保連合会の予算区分」でございます。

恐れ入りますが、資料 10 頁の「5 各会計予算案総括表」をご覧いただき、当会の予算は、一般会計と 8 つの特別会計で調製しており、うち 5 つの特別会計では、職員の人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬金等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けています。

1 頁にお戻りいただき、二つ目の○のとおり、予算案の見込み方等について、業務勘定や支払勘定と一般会計やその他の特別会計ごとにご説明します。

まず、「2 業務勘定の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

一つ目の○では、審査支払手数料等を財源として、業務に必要な経費を計上する業務勘定の予算では、手数料等の収入に見合った歳出予算額とすることが必要との予算編成上の基本的考え方を記載しています。

次の二つの○は、手数料等の見込み方で、二つ目の○のとおり、国保や後期高齢者医療、特定健診等の手数料等については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えによる減収が 3 年度も引続き見込まれることから、2 年 9 月までの収入実績額を基に算定した 2 年度収入見込額を、3 年度収入見込額としています。

また、三つ目の○のとおり、介護給付費及び障害者・児総合支援給付費審査支払手数料等については、2 年度収入見込額に収入額の過去 3 箇年の平均伸び率を乗じて 3 年度収入見込額を見積もっています。

収入見込額算定の結果、四つ目の○のとおり、手数料収入の減収が顕著な診療報酬審査支払、後期高齢者医療、特定健診等事業の 3 つの業務勘定については、経費節減のための予算計上額の精査を行いました。システム保守管理費等の固定的経費が多く節減にも限界があり、財政調整基金等を取崩さなければ予算を編成できない状況となっております。

2 頁をお開き願います。

財政状況はこのように厳しく、一つ目の○のとおり、手数料収入が低位の水準で推移し財源不足が常態化しますと、貯金である積立金にも限りがあり、手数料等の見直しを

検討せざるを得ないとの考えを記載しています。

続きまして、「(2) 予算案の概要」でございます。

まず、「①診療報酬審査支払特別会計」については、3年度収入見込額18億7,371万4千円は、主な増減内容として記載のとおり、手数料の減収のほか、2年度の収支状況から繰越金も収入を見込み難いことから、2年度比4億6,789万6千円減の大幅な減収見込みでございます。

このため、委託料等の予算計上額を精査し、節減に努めましたが、減価償却額の増により減価償却引当資産への積立必要額が増加することから、3年度支出見込額は21億9,246万9千円となっています。

3頁をご覧ください、この結果、収入見込額から支出見込額を差引いた財源不足額は3億1,875万5千円に上り、不足額補てんのため、本来積立てるべき減価償却引当資産への積立てを止むを得ず全額休止するほか、財政調整基金積立金の全額取崩しや事業運営安定化積立金の一部取崩しを行っています。

次に、「②後期高齢者医療事業関係業務特別会計」も同様に、手数料収入の減などにより、3年度収入見込額は2年度比1億2,559万4千円減の12億5,282万6千円にとどまる一方、支出見込額は経費節減に努めても減価償却引当資産積立金が増加することから、2年度を1億2,832万9千円上回る15億674万9千円となっています。

このため、4頁をお開きいただき、財源不足額2億5,392万3千円について、減価償却引当資産への積立必要額の3分の2相当額の積立休止のほか、先ほどと同様に財政調整基金積立金等の取崩しにより対応しています。

続きまして、「③特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」でございます。

手数料のほか、ICT等活用した業務高度化等積立金等繰入金や繰越金が減額となることから、3年度収入見込額は、2年度比1,340万5千円減の大幅な減収となる4,763万5千円にとどまります。

一方、3年度支出見込額は、経費節減のほか電算処理システム導入作業経費積立資産積立金等が減額となるものの、オンライン資格確認に伴うシステム改修費が増加することから、2年度を112万2千円上回る6,216万2千円となり、5頁をご覧ください、財源不足額は1,452万7千円と見込んでいます。

その補てんについては、減価償却引当資産への積立ての全額休止のほか、財政調整基金と事業運営安定化の積立金の全額取崩しで対応しています。

次に、「④介護保険事業関係業務特別会計」でございます。

手数料やICT等活用した業務高度化等積立金等繰入金が増額となることから、3年度の歳入予算額は、2年度比2,363万9千円増の4億5,445万9千円と見込んでいます。

また、支出見込額についても、経費節減に加えて、減価償却引当資産への積立必要額が2年度比397万6千円の増にとどまったことから、2年度を1,344万3千円下回る4億1,737万7千円となり、頁の下に記載のとおり、3,708万2千円の財源超過が発生し、ICT等活用した業務高度化等積立金へ積立てています。

6頁をお開き願います。

最後に、「⑤障害者総合支援法関係業務等特別会計」でございます。

手数料と繰越金は2年度を下回るものの、ICT等活用した業務高度化等積立金等繰入金が増額となることから、3年度の歳入予算額は、2年度比405万1千円増の1億5,520万1千円と見込んでいます。

また、支出見込額についても、経費節減や電算処理国保中央会負担金の減により、2年度を416万6千円下回る1億4,698万4千円となり、超過する財源821万7千円を介護保険特会と同様に積立てます。

次に、「3支払勘定の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

一つ目の○では、保険者等からの受入金を財源として、診療報酬金等の費用の支払いに要する経費等を計上する支払勘定の予算では、支払額に不足を来さないようにすることが必要との予算編成上の基本的考え方を記載しています。

このため、二つ目の○のとおり、2年9月までの支払実績額を基に算定した2年度支払見込額に支払額の過去3箇年の伸び率のうち最も高い伸び率を乗じて3年度支払見込額を見積もっています。

7頁をご覧ください。

5つの特別会計の支払勘定の予算案は、「①診療報酬審査支払特別会計」から8頁の「⑤特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」までの表に記載のとおりでございます。

特徴的な点をご説明しますと、7頁の「①診療報酬審査支払特会」では、受診控えの影響から、国民健康保険と公費負担医療の診療報酬支払勘定が2年度を大きく下回っておりますほか、出産育児一時金等支払勘定も大幅な減額予算でございます。

一方、注1のとおり、抗体検査等費用支払勘定の予算額は、国民健康保険診療報酬支払勘定で行っていた予防接種等の費用の支払いを組替えたことにより前年度を大きく上回っています。

また、注2のとおり、融資基金勘定は融資実績がなく廃止しますが、高額薬剤の保険適用により診療報酬支払資金に不足が生じることも想定されるため、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定に診療報酬支払資金貸付金の予算を新たに措置しています。

8頁をお開き願います。

「③障害者総合支援法関係業務等特会」では、障害児給付費が2年度を15.6%上回る予算となっています。

また、「④後期高齢者医療」と「⑤特定健康診査・特定保健指導等」の両特会の支払勘定の予算は、受診控えにより2年度を下回っています。

最後に、「4一般会計及びその他の特別会計の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

一つ目の○では、一般会計については、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を見込んでいることを記載しています。

次に二つ目以降の○は特別会計の予算の見込み方で、職員退職手当金特別会計では、定年退職者5名、自己都合退職者2名の退職手当金と退職給付引当資産への積立金を見積もっています。

9頁をご覧ください。

一つ目の○のとおり、高額療養費支払資金貸付金特別会計の予算は、貸付実績を基に

前年度並みの予算としています。

さらに、次の○のとおり、第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計では、2年度の損害賠償金の支払見込額並みを計上しています。

なお、一般会計等の予算の概要は表に記載のとおりでございます。

次の10頁は、各会計の予算案の総括表でございます。

また、11頁以降は、負担金及び手数料の一覧でございます。

3年度では、11頁の項番10「各種健診、予防接種等審査支払事務委託料」、項番11「広域予防接種事業審査支払事務手数料」及び項番15「国保情報集約システム運用管理手数料」について、改定をお願いしています。

予防接種等の手数料については、働き方改革関連法の施行に伴う人件費の上昇による委託事業者への支払額の増加等により改定をお願いしています。

次に、システム運用管理手数料の改定については、手数料の対象となる費用の3年ごとの見直しに伴うもので、人件費等の減額により費用は前を下回るものの、被保険者数が減少するため、被保険者1人当たりの月額単価は記載のとおり引上げとなっております。

なお、この他の手数料等は据置いています。

次の16頁は給与費明細書で、3年度の職員数は1名減の107名でございます。

最後の18頁には、昨年度の総会等でご説明した経常経費のスリム化の取組の進捗状況を記載しています。

元年度から3年間の経常経費の節減目標額約4,400万円に対しまして、元年度末での節減実績は約1,778万円となっており、引き続き、取組を進めて参ります。

令和3年度予算の概要についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、資料2から資料12までについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、資料2から資料12までについては次の総会に付議いたします。

続きまして、資料14「国保連合会規約の一部改正について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

資料14をご覧ください。

京都府国民健康保険団体連合会規約の一部改正のため、3頁以降の資料を総会へ提出し

ようとするものでございます。

4 頁をご覧ください、規約の改正内容は、規約第 6 条第 4 号に定める本会事業、国民健康保険運営資金の融資を、国民健康保険診療報酬支払資金の貸付に改めるというものでございます。

当会におきましては、融資基金規程を設けて、国民健康保険の保険者に対して、運営資金の融資を行って参りましたが、平成 13 年度を最後に融資の実績がないことから、本年 3 月 31 日付けで規程を廃止し、令和 3 年度からは運営資金の融資を行わないこととしています。

一方で、1 億円を超える高額な薬剤の保険適用などにより、保険者の診療報酬支払資金に一時的に不足が生じる事態も想定されますことから、新たに国民健康保険診療報酬支払資金貸付規程を設け、診療報酬支払資金の貸付を行うことから、規約について所要の改正を行うものでございます。

なお、予算の概要にありましたように、3 年度予算において、貸付金予算額 3 億円を確保しています。

国保連合会規約の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、資料 14 については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議 長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、資料 14 については次の総会に付議いたします。

続きまして、資料 15 「国保連合会理事及び監事の選任について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：事務局次長)

資料 15 をご覧願います。

京都府国民健康保険団体連合会規約第 20 条の規定に基づき、京都府国民健康保険団体連合会の理事及び監事を選任するため、3 頁以降の資料を総会へ提出しようとするものでございます。

4 頁をお開き願います。

まず、理事及び監事の人数については、規約第 19 条に基づき、理事 15 名、監事 3 名としています。

次に、理事及び監事として各団体よりご推薦をいただきました方々をご紹介します。

まず、理事として、京都府市長会の 7 名の推薦枠につきましては、京都市長 門川大作様、宮津市長 城崎雅文様、亀岡市長 桂川孝裕様、城陽市長 奥田敏晴様、向日市長 安田守様、京田辺市長 上村崇様、京丹後市長 中山泰様のご推薦をいただいています。

京都府町村会の 4 名の推薦枠につきましては、久御山町長 信貴康孝様、井手町長 汐見明男様、和束町長 堀忠雄様、伊根町長 吉本秀樹様のご推薦をいただいています。

京都府国民健康保険組合協議会の 3 名の推薦枠につきましては、京都芸術家国民健康保険組合理事長 鎌田幸二様、京都料理飲食業国民健康保険組合理事長 北村眞純様、京都府酒販国民健康保険組合理事長 中川光男様のご推薦をいただいています。

最後に、学識経験者枠については、高城順一でございます。

次に監事として、京都府市長会から、綾部市長 山崎善也様、京都府町村会から、宇治田原町長 西谷信夫様、京都府国民健康保険組合協議会から、京都市中央卸売市場国民健康保険組合理事長 勝村一夫様のご推薦でございます。

なお、任期につきましては、理事、監事ともに令和 3 年 4 月 1 日から 5 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。

国保連合会理事及び監事の選任についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、資料 15 については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、資料 15 については次の総会に付議いたします。

続きまして、資料 16 「国保連合会理事長表彰の選考決定について」を議題として、事務局の説明を求めます。

(事務局：事務局次長)

資料 16 をご覧願います。

京都府国民健康保険団体連合会表彰規程第 3 条第 1 項に基づき、理事長表彰被表彰者を選考決定しようとするものでございます。

2 頁及び 3 頁をご覧いただき、今回の被表彰者は、同規程第 2 条の第 1 号から第 6 号に該当するとして、保険者、病院組合等 20 団体から推薦をいただきました 97 名の方々に、その内訳は、1 号に該当する国保組合の役員及び国保運営協議会委員の方々が 11 名、2 号に該当する国保診療施設に勤務する医師の方々が 4 名、3 号に該当する国民健康保険診療報酬審査委員会委員の方々が 2 名、4 号に該当する保険者の事務担当職員、市町村の介護保険担当職員及び国保診療施設の事務担当職員の方々が 55 名、5 号に該当する国保

診療施設の看護師及び市町村保健師の方々が23名、6号に該当する当会職員が2名となっております。なお、7号の該当者はございませんでした。

また、被表彰者の皆様方の氏名等につきましては、5頁から9頁に記載のとおりでございます。

なお、例年、総会に先立って開催している表彰式につきましては、総会をWeb会議方式により開催する予定であることから中止とさせていただきます。

国保連合会理事長表彰の選考決定についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、資料16については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

ありがとうございました。本来であれば、総会の席で表彰すべきところ、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、総会をWeb会議方式とする予定であることから、表彰状及び記念品を事務局から伝達することについて、ご了承をお願いいたします。

続きまして、資料17「国保連合会通常総会の開催について」を議題として、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

資料17をご覧ください。

京都府国民健康保険団体連合会規約第14条及び同規約第34条第1号の規定に基づき、京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催について、決定しようとするものでございます。

通常総会につきましては、出席者数が多く身体的距離の確保など、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じることが難しいことから、令和3年3月1日にWeb会議方式により開催いたします。

国保連合会通常総会の開催についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、資料17については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、さよう決します。

次に、報告事項の聴取に移ります。

報告事項の資料 18「専決処分に附した令和 2 年度国保連合会一般会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)」から資料 23「専決処分に附した令和 2 年度国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)」までについて、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

資料 18 から資料 23 に基づき、専決処分に付した令和 2 年度の補正予算についてご報告いたします。

なお、専決日につきましては、資料 18 から資料 20 までが令和 2 年 8 月 24 日、資料 21 から資料 23 までが令和 2 年 12 月 10 日でございます。

資料 18 をご覧願います。

国保連合会一般会計歳入歳出補正予算第 1 号でございます。

4 頁をお開き願います。

一般会計の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 228 億 9,388 万 6 千円増額し、230 億 4,106 万 6 千円とするものでございます。

7 頁及び 8 頁をご覧いただき、医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金や医療機関等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止のための支援金の支払事務等に要する経費を府委託金を財源として補正するものでございます。

資料 19 をご覧願います。

国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算第 2 号でございます。

4 頁をお開き願います。

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9,270 万円を増額し、40 億 5,659 万円とするものでございます。

続きまして、資料 20 をご覧願います。

国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算第 2 号でございます。

4 頁をお開き願います。

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7,110 万円増額し、16 億 4,518 万円とするものでございます。

資料 19 及び資料 20 につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る入院、宿泊療養、PCR 検査等の費用の医療機関等への支払いに要する経費を京都府等の受入金を財源として補正するものでございます。

資料 21 をご覧願います。

国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算第 3 号でございます。

今回の補正は、業務勘定において債務負担行為を設定するもので、オンライン資格確

認システムを活用して令和3年10月から開始される保険者振替業務に対応するための各種システム等の改修のための契約を令和2年度中に行う必要があるため、5頁の表に記載のとおり債務負担行為を設定するものでございます。

なお、資料22の国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算第3号、資料23の国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算第1号の各特別会計につきましても同様に、債務負担行為を定める補正を行っております。

専決処分に付した令和2年度補正予算のご報告は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、資料18から資料23までについては、次の総会で報告いたします。

以上で本日の議事につきましては、全て終了いたしました。ここで事務局から報告があるようですので、聴取いたします。

(事務局：事務局長)

お手元に配布しております「国保総合システムの次期更改について」と題した資料に基づき、令和6年度に予定しています同システム更改の取組状況等について、ご説明します。

資料の3頁をお開き願います。

少子高齢化が進行している我が国においては、最新のICT技術を活用し、健康・医療・介護等の各分野においてデータヘルス改革を進めることが求められており、その一環として、国は、国保連合会や国保中央会を含めた審査支払業務の改革を進めています。

この資料は、厚生労働省が、審査支払業務の改革を進めるに当たって設置した審査支払機能の在り方に関する検討会における、審査支払システム更改についての検討状況等をご理解いただくため、作成したものでございます。

4頁をお開き願います。

国保総合システム次期更改に関するこれまでの経緯等について、ご説明します。

まず、国保総合システムの概要でございます。このシステムは、診療報酬明細書いわゆるレセプトの審査や医療機関への支払いを行うための審査支払系システムと保険資格の確認や高額療養費の算定などの保険者共同事業を一体的に処理する保険者共同処理系システムの2つのシステムで構成されており、国保中央会が開発を行い、全国47の国保連に配置されています。

また、令和6年3月末にハードウェアの保守期限を迎えるため、次期システムの開発が課題となっています。

なお、次の5頁にこのシステムの概要を図に表した資料を添付しています。

6頁をご覧願います。

国の行政改革等の取組でございます。国は、平成28年から、社会保険診療報酬支払基

金の改革を契機として、国保連を含めた審査支払業務の改革を進めています。

その取組の中で、国保連と支払基金の 2 つの審査支払システムを整合的かつ効率的に運用できるよう、具体的な方針や対象業務、取組工程を今年度中に定めることを明記した規制改革実施計画を閣議決定しています。

これを受け、国保連及び中央会におきましては、支払基金が今年の 9 月に更改を予定している新システムの設計情報等を取得、分析し、次期国保総合システムが支払基金の新システムと整合性等を保てるよう取組を進めて参りました。

7 頁をお開き願います。

そうした中、厚労省におきましては、規制改革実施計画が求める整合性等を確保するための方針等を策定するため、記載のとおり構成員からなる審査支払機能の在り方に関する検討会を設置し、本年 9 月以降これまでに 6 回の会合を重ねています。

9 頁をご覧くださいまして、国保連と支払基金のシステムを整合的かつ効率的に運用するための方針や工程等を定めるためのたたき台として、厚労省が昨年 12 月の第 5 回検討会に提出した資料で、検討会の報告書は、おおむねこの内容を基にまとめられるとされています。

恐れ入りますが、8 頁にお戻りいただきまして、9 頁のたたき台の概要を記載した資料でございます。

(1) のとおり、国保総合システムの次期更改に際しては、システム全体をクラウド化するとともに、審査支払システムのうち、オンライン請求システム等の審査請求を受け付ける受付領域については、支払基金のシステムを共同利用すること、また、審査支払システムのうち、診療報酬明細書の内容をコンピュータでチェックする機能と、審査基準の差異を解消するための自動レポート機能については、支払基金のシステムと整合的な機能とすることとされています。

また、(2) のとおり、次期更改後においては、AI を活用したレセプトの審査やレセプトの審査委員が在宅で審査できる体制の構築等をはじめとする審査支払機能の充実等のため、中央会と支払基金が共同で開発を行うこととされています。

10 頁をご覧ください。

国保総合システムの次期更改に向けた今後の取組でございます。

新年度早々に開発業者の調達手続きに着手するなど、記載のとおりスケジュールで開発を進めて参ります。

また、(2) のとおり、本年 7 月頃をめぐりに中央会が次期更改に係る概算費用を取りまとめることとなっています。

この更改費用につきましては、先ほど申し上げました検討会での議論を受けて、審査支払システムの受付領域について、支払基金のシステムを共同で利用するためのアプリケーション改修等の費用の増により増加が見込まれることから、次期更改に向けて負担をお願いしている電算機器更改整備負担金の積立金では不足が生じることも想定されます。

このため、概算費用が明らかとなった時点で改めまして費用負担の在り方についてご相談をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し

上げます。

なお、支払基金のシステムの共同利用については、検討会の議論に伴うものであり、全国の国保連と国保中央会が一体となって、国庫補助金の確保に努めて参ります。

11 頁をご覧ください。

ただ今申し上げました共同利用機能開発費の増により、システム開発費は短期的には負担増となりますが、中長期的な観点で見ますと、12 頁のイメージ図のとおり、支払基金との共同開発により、開発費用等は逡減して参ります。また、クラウド化等による運用費用の減額やレセプトのコンピュータチェックの統一化等の審査業務の効率化による審査費用の減額も見込めると考えています。

加えまして、コンピュータチェックの統一化等による二次点検業務の効率化、AI の導入等による保健事業の充実など、保険者業務に対する支援についても、拡充に向けて努力する所存でございます。

最後に 13 頁をご覧ください。

国保総合システムの次期更改に当たり、保険者の皆様方に追加のご負担をお願いすることになるかもしれないとの懸念を抱いておりますだけに、3 番に記載のとおり、引き続き情報提供に努めさせていただきます。

また、4 番のとおり、厚労省からも保険者の皆様に対し協力依頼があると聞いております。

国保総合システム次期更改についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、報告聴取はこの程度にとどめ、この際ですので、他に皆様から何かございませんか。

特にないようですので、本日の理事会はこれにて閉会いたします。

(司会者)

これをもちまして、理事会を閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。